

食品表示総合推進チームの設置について

1 趣旨

食品表示の適正化により、消費者の信頼確保を図るため、食品の信頼確保・向上対策推進本部の下に「食品表示総合推進チーム」（以下「チーム」という。）を設置し、食品表示に関する施策を実施することとする。

2 構成

(1) 食品表示総合推進チームは、以下をもって構成する。

チームリーダー：大臣官房審議官（兼消費・安全局）

構成員：大臣官房：企画評価課参事官

総合食料局：流通課長、食品産業企画課長、食品産業振興課長、消費流通課長

消費・安全局：表示・規格課長

生産局：農産振興課長、生産技術課長、園芸課長、特産振興課長、牛乳乳製品課長、食肉鶏卵課長

林野庁：経営課特用林産対策室長

水産庁：加工流通課長、裁培養殖課長

(2) チームの下に、消費・安全局表示・規格課長を主査とする食品表示総合推進ワーキンググループ（以下「WG」という。）を置くものとし、WGの構成員は、チーム構成員が所属する課の課長補佐とする。

(3) チーム、WGの構成員は、必要に応じて追加することができるものとする。

3 事務局

チーム、WGの事務局（庶務）は、消費・安全局表示・規格課において行う。